

湯前町長 長谷 和人 様

令和7年度

農地等利用最適化推進施策に関する

意 見 書

令和8年1月19日

湯前町農業委員会

農業委員会組織は、新体制に移行した平成28年度より、法第38条において「関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出」が定められました。

また、組織運動の一環として、「農業委員会と認定農業者等との意見交換会」に取り組んでいます。本意見交換会を認定農業者等扱い手に対する具体的な支援を講じる最も基礎的な取り組みとして位置付けており、意見交換会により蓄積された「農業者の声」を集約し「政策提案」として農業委員会組織をあげ、その反映に取り組んでいただき要請いたします。

湯前町農業委員会

会長 前川 敏幸

## 1. 担い手・経営対策について

- (1) 湯前町の農地を次世代へ引き継いでいくためには、認定農業者がどれだけ多くの農地を担えるかが重要になってくるが、制度に魅力を感じられず再認定を躊躇する者も少なくない。認定農業者制度の目的である「効率的かつ安定的な農業経営の育成」に向けた計画達成の実現のため、農業者の意欲を高め、誰もが取り組みたくなるような魅力ある制度として再構築していただきたい。
- (2) 認定農業者だけではなく、兼業農家、地域おこし協力隊、50歳代の就農者など地域を担う多様な農業者に対し、支援の取り組みの充実を図られたい。
- (3) 湯前町に定住し農業を担う者を育成するため、新規就農者に対する補助やサポート体制を充実させるとともに、親元就農に対しても十分な予算の確保と支援の拡充・強化を図っていただきたい。
- (4) 女性農業委員の登用率30%の目標達成に向けて、男女共同参画社会の実現や男女協働を通した活動、また、若手の意見やアイデアを取り入れ、新しい視点や技術を導入することで、農業委員会活動の活性化や多様化を図るため、青年・女性委員のさらなる登用促進に向けて実効ある措置を講じていただきたい。

## 2. 農地の利用集積・集約化について

- (1) 離農等した農業者の農地の受け皿となる経営体が持続的に耕作できるよう基盤整備を加速的に実施するとともに、集積・集約についても積極的に推進していただきたい。その中で、安定して大規模に農地を担うことができる農業法人は、地域農業における役割がますます大きくなっている。そのため、(一社)湯前町農業公社に対する運営体制の更なる強化を図っていただきたい。

## 3. 遊休農地対策について

- (1) 高齢により離農された方の農地や耕作条件の悪い農地が遊休農地となることを防ぐための体制整備と、その活動に係る十分な予算措置を講じていただきたい。

## 4. 鳥獣害対策について

- (1) 有害鳥獣による被害は、農家所得の減少と農業者の営農意欲の減退に直結しており、遊休農地の発生要因の一つとなっている。被害減少に向けた取り組みとして、鳥獣害対策に携わる人材の確保・育成を推進するとともに、電気柵や侵入防止柵の設置に対するコストが負担となっていることから支援の充実をお願いしたい。

## 5. 農業に係る経費の価格高騰対策について

- (1) 農業生産に必要な資材等の価格については、原材料価格や物流費の高騰、円安等から今後も高止まりが続くと懸念されるため、国内資源の利用拡大等、安定的な農業経営が継続できるよう激変にとどまらない積極的な生産資材高騰対策の措置を講じていただきたい。
- (2) 農業機械の購入は、農業経営の規模拡大か縮小かに多大なる影響を及ぼします。そのため、機械購入に対する補助を拡大させ、いすれば専業農家となる兼業農家への補助を充実させるような支援を図られたい。

## 6. 農業委員会の体制整備について

- (1) 農業就業人口の減少や高齢化が進展する中、平成28年度の農業委員会制度改正以降、農業委員等の役割や業務量が年々増加する一方で、なり手が少なくなっているため改選時の委員確保が困難になっている。農業委員会が地域に寄り添った活動を行うためには、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって活動を行うことが重要であり、実際に同様の役割や責任を担って活動している。このため、農地利用最適化推進委員の報酬を農業委員と同額へ増額するよう見直していただきたい。